

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標 女性労働者の平均勤続年数を現在の13年より1年以上伸ばす

取組内容

令和4年4月～ 退職希望者が出た場合に、プライバシーに配慮したうえで、可能な範囲で退職理由を聞き取り、退職を回避する方策が無いかを検討する。

令和4年10月～ 利用できる両立支援制度について労働者に周知する。

令和5年 1月～ 年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

目 標 リーダー以上の役職の女性労働者を1人以上増やす

取組内容

令和4年4月～ 他事業所での好取組事例等の情報収集を行う。

令和4年10月～ 管理職候補となる労働者に対して管理職育成研修を実施する。